

南知多町教育委員会（平成30年4月定例会）会議録

| | |
|-------------|--|
| 開閉会の日時 | 平成30年4月26日（木） 午後 3時00分 開会 午後 5時45分 閉会 |
| 開催場所 | 南知多町役場 講義室 |
| 出席した構成員 | 大森宏隆教育長、大岩芳子教育長職務代理者、池戸義久委員、 日比淳子委員、坂口薫史委員 |
| 説明のため出席した職員 | 山下雅弘教育部長兼学校教育課長、森 崇史社会教育課長 宮本政明学校給食センター所長、蟹江敏広指導主事 鈴木和芳学校教育課学校教育係長 |
| 議事日程 | 別紙のとおり |
| 会議の経過 | 別紙のとおり |

(別 紙) 平成30年4月 定例教育委員会 会議日程

日 時 平成30年4月26日(木)
午後3時00分
場 所 南知多町役場 講義室

日程1 会議録の承認

日程2 教育長報告

日程3 議案第12号 南知多町体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について

日程4 議案第13号 南知多町立公民館設置管理に関する規則の一部改正について

日程5 議案第14号 南知多町篠島開発総合センターの管理運営に関する規則の一部改正について

日程6 協議・報告事項その他自由討議

(1) 学校における働き方改革に関する緊急対策について

(2) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて

(3) 後援申込みについて

(4) 平成30年度学校医等の委嘱について

(5) 南知多町立小中学校教務主任等の任命について

(6) 平成30年度小中学校学校評議員の委嘱について

(7) 平成30年度学校訪問計画について

(8) 平成30年度国・県・町の委託校について

(9) 児童生徒に関する問題対策について

(10) 児童生徒の就学状況等について

(11) 平成30年度社会教育事業について

(12) 学校教育課関係の行事予定等について

(13) 社会教育課関係の行事予定等について

(14) 学校給食センター関係の事業等について

(15) その他

ア. 愛知県市町村教育委員会連合会総会研修会について

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|--|
| 大森教育長 | <p>それでは、ただ今より、4月定例教育委員会を開会いたします。 本日は、小久保五資委員が欠席ですが、私と教育委員4名が出席であり、会議は成立いたします。 会期は規則の定めるところにより、本日1日限りといたします。</p> |
| 大森教育長 | <p>教育委員会の会議は、原則公開であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。</p> <p>つきましては、本日の協議事項である「日程6 協議・報告事項その他自由討議」のうち、「(9) 児童生徒に関する問題対策について」及び「(10) 児童生徒の就学状況等について」は、個人情報が多く含まれていますので、この部分の会議について非公開とすることを提案させていただきます。それでは、この提案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 大森教育長 | <p>ありがとうございました。挙手全員でありましたので、可決されました。</p> <p>つきましては、傍聴人の方がお見えの際には、当該議事になりましたら、ご退席いただくこととなりますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 大森教育長 | <p>それでは、「日程1 会議録の承認」に入ります。 前回3月定例会の会議録を回しますので、ご確認願います。</p> <p>(前回の会議録を回し、各委員署名を行った。)</p> |
| 大森教育長 | <p>それでは、次に移ります。「日程2の教育長報告」につきまして、私から報告させていただきます。</p> <p>(3月定例教育委員会以降参加した知多地方教育事務協議会を始め、会議その他各行事等の状況について報告するとともに、町教育委員会から各保護者あてに発出した通知「教員の多忙化解消に向けた取組への御理解と御協力について」を説明した。)</p> <p>私からの報告は以上であります。 ご質問等がありましたら、お受けします。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|------------------|---|
| 大森教育長 | <p>(質問なし)</p> <p>続きまして「日程3 議案第12号 南知多町体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (森社会教育課長) | <p>(今回の南知多町体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正の提案の理由としては、南知多町運動公園の利用時間を現行の午前8時30分から午後9時までを、午前8時30分から午後9時30分までに延長するための改正であり、併せて規則中の字句及び様式の整理も行う旨説明した。また、今回の内容は、利用者からの利用時間延長を求める要望を受け対応するもので、地元区・近隣住民の了承を得られたこともあり改正することになった旨も併せて説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| 大岩委員 | <p>夜間照明は、自動で切れるのでしょうか。</p> |
| 事務局 (森社会教育課長) | <p>夜間照明は手動でスイッチを切ることとしていますが、万一、切り忘れた場合でも、タイマーで午後9時45分には切れるよう設定します。</p> |
| 大森教育長 | <p>他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第12号 南知多町体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 大森教育長 | <p>挙手全員でありますので、議案第12号につきましては、原案どおり可決されました。</p> |
| 大森教育長 | <p>続きまして「日程4 議案第13号 南知多町立公民館設置管理に関する規則の一部改正について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|------------------|--|
| 事務局 (森社会教育課長) | (今回の南知多町立公民館設置管理に関する規則の一部改正の提案の理由としては、施設使用許可申請の受付開始日、使用料の還付や減免の手続きについて、社会教育課所管の他の施設も含め規定の統一を図るとともに、併せて規則中の字句及び様式の整理するための改正である旨説明した。) |
| 大森教育長 | 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 |
| 大岩委員 | 施設の利用料金は、町内在住者と町外の人との差はあるのですか。 |
| 事務局 (森社会教育課長) | 施設の利用料金の額は、町の使用料条例に定められています。 ご質問をいただきました南知多町立の公民館の利用については、町内在住者と町外の人との利用料金の差はありません。ただ、体育施設については、知多5市5町の協定により知多管内の人であれば同一料金となりますが、管外の人利用については、通常の2倍の料金となります。 |
| 大森教育長 | 他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第13号 南知多町立公民館設置管理に関する規則の一部改正について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) |
| 大森教育長 | 挙手全員でありますので、議案第13号につきましては、原案どおり可決されました。 |
| 大森教育長 | 続きまして「日程5 議案第14号 南知多町篠島開発総合センターの管理運営に関する規則の一部改正について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 (森社会教育課長) | (今回の南知多町篠島開発総合センターの管理運営に関する規則の一部改正の提案の理由としては、施設使用許可申請の受付開始日、使用料の還付や減免の手続きについて、社会教育課所管の他施設の規定と統一するための改正である旨説明した。) |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|--|
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| 大森教育長 | <p>他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第14号 南知多町篠島開発総合センターの管理運営に関する規則の一部改正について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 大森教育長 | <p>挙手全員でありますので、議案第14号につきましては、原案どおり可決されました。</p> |
| 大森教育長 | <p>次に、「日程6 協議・報告事項その他自由討議」に入ります。 「(1) 学校における働き方改革に関する緊急対策について」及び 「(2) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて」、 私から説明させていただきます。 (文部科学省通知「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、愛知県資料の「在校時間等の状況(市町村別)」等により、説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>私からの説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| 池戸委員 | <p>スポーツ庁の「部活動ガイドライン」の「学校単位で参加する大会等の見直し」の項目において、複数校合同チームの大会参加など大会運営の見直しについて記述されていますが、そういった手だてもあるものの、やはり根本的には、学校統合を進めていくことが必要だと考えさせられます。</p> |
| 大岩委員 | <p>地域の避難訓練などへの参加は、自分の身は自分で守るという防災教育としても必要なことだと思いますが、学校は窓口で、後は地域にお任せという体制で、「学校と地域の連携」とは、そういったビジョンなのでしょうか。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|--------------------------------|--|
| 池戸委員 | <p>文部科学省の「働き方改革に関する緊急対策」において、「基本的には学校以外が担うべき業務」として、「登下校に関する対応」や「児童生徒が補導されたときの対応」が挙げられていますが、児童生徒の事故や補導に対し学校の業務でないという体制で、はたして教育が成り立つのでしょうか。</p> |
| 大森教育長 | <p>この通知で、文部科学省が投げかけているのは、こうしたことについては「学校は関係ない」と言っているわけではなく、あくまで教育委員会において取り組むべき方策、課題の整理として挙げたものであり、今後、学校をはじめ、地域、教職員、児童生徒の実情に応じて、取り組んでいく必要があるということだと理解しています。</p> |
| 大森教育長 | <p>他にご意見等もないようですので、次に、「(3) 後援申込みについて」、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (鈴木学校教育係長) (森社会教育課長) | <p>(南知多町教育委員会教育長に対する事務委任規則により、教育長に委任されている後援申込み等に係る事務処理状況について、申込みのあった6件の事業概要等を報告した。このうち、一般社団法人障がい児成長支援協会から後援申込みのあった第3回講演会については、近隣市町も含め、第1回・第2回の講演会は、すでに名義後援の承認をさせていただいた事業であること、但し南知多町の事例ではないものの、第2回めの講演会に参加された方から、当該講演会の中で、特定の障がい児施設への勧誘の内容があった旨の情報を得たため、「営利又は商業宣伝の意図があるもの」として、今回は教育委員会の後援事業としては不承認とさせていただいた旨説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| 日比委員 | <p>「後援申請中」と記載してある近隣の他市町教育委員会の状況は、いかがですか。</p> |
| 事務局 (鈴木学校教育係長) | <p>後援の承認・不承認は、各市町教育委員会の承認基準により決められるものではありませんが、同様の取り扱いで対応するとのこと聞いています。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------------------|---|
| 大森教育長 | <p>他にご質問等もないようですので、次に、「(4) 平成30年度学校医等の委嘱について」、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (鈴木学校教育係長) | <p>(学校医・学校歯科医・学校薬剤師は、学校保健安全法第23条の規定により小中学校に設置義務があること、平成30年度は前年度との委嘱替えはないことを説明するとともに、学校医等にお問い合わせの職務内容について説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| | <p>(質問・意見なし)</p> |
| 大森教育長 | <p>ご質問等もないようですので、次に、「(5) 南知多町立小中学校教務主任等の任命について」及び「(6) 平成30年度小中学校学校評議員の委嘱について」、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (蟹江指導主事) | <p>((5) 人事異動に伴う町立小中学校における教務主任をはじめ主任、主事等に係る解任、任命の状況について説明するとともに、小中学校教務主任等の任命については、町立学校管理規則に基づき町教育委員会の権限であること及びそれらの事務は事務委任規則に基づき教育長に委任されており、校長の意見をきいて、すでに発令させていただいたことを説明した。 (6) 保護者や地域住民等の意向を把握し反映させながら、その協力を得て開かれた学校運営を推進するため、学校評議員を委嘱する旨説明するとともに、平成30年度の学校評議員の委嘱状況を説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| | <p>(質問・意見なし)</p> |
| 大森教育長 | <p>ご質問等もないようですので、次に、「(7) 平成30年度学校訪問計画について」及び「(8) 平成30年度国・県・町の委託校について」、事務局の説明をお願いします。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------------------|---|
| 事務局 (蟹江指導主事) | <p>(平成 30 年度の学校訪問の実施計画について説明するとともに、各小中学校の学校訪問にあたっては、全体講評の中で、教育委員の指導講評をお願いする旨等を依頼した。また、平成 30 年度における国・県・町の各委託校の状況について説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| | <p>【「(9) 児童生徒に関する問題対策について」及び「(10) 児童生徒の就学状況等について」は、非公開において審議されたため、南知多町教育委員会会議規則第 15 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成】</p> |
| 大森教育長 | <p>次に、「(11) 平成 30 年度社会教育事業について」に移ります。 事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (森社会教育課長) | <p>(平成 30 年度の社会教育・社会体育等に係る主な事業計画案の内容について説明した。)</p> |
| 大森教育長 | <p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| 大森教育長 | <p>ご質問等もないようですので、次に、「(12) 学校教育課関係の行事予定等について」、「(13) 社会教育課関係の行事予定等について」及び「(14) 学校給食センター関係の事業等について」、順次、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (鈴木学校教育係長) | <p>(学校教育課関係の 5 月の行事予定について、説明した。)</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|---------------------|---|
| 事務局 (森社会教育課長) | (社会教育課関係の5月の行事予定について、説明した。) |
| 事務局 (宮本給食センター所長) | (5月分の給食献立予定について、説明した。) |
| 大森教育長 | 事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。 (発言なし) |
| 大森教育長 | ご質問等もないようですので、(15)のその他に入ります。 愛知県市町村教育委員会連合会総会研修会については、7月13日、江南市で開催されますので、ご予定方よろしくお願いします。 委員の皆さまより何かありましたら、お受けいたします。 (発言なし) |
| 大森教育長 | それでは、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。 これをもちまして定例教育委員会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。 |